

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
漁業災害補償法による付保義務の発生(五三四・水産漁港課)	1
道路区域の変更及び供用開始(五三五・道路課)	1
道路の供用開始(五三六・五三九・道路課)	1
開発行為に関する工事の完了(五四〇・北秋田地域振興局建設部)	2
都市計画事業の認可(五四一・由利地域振興局建設部)	2

告示

- 漁業災害補償法による付保義務の発生(五三四・水産漁港課)..... 1
- 道路区域の変更及び供用開始(五三五・道路課)..... 1
- 道路の供用開始(五三六・五三九・道路課)..... 1
- 開発行為に関する工事の完了(五四〇・北秋田地域振興局建設部)..... 2
- 都市計画事業の認可(五四一・由利地域振興局建設部)..... 2

道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間
	新	旧		
一般国道		百八号	湯沢市秋ノ宮字磯八一番一から字磯六六番四地先まで	区 間
	新	百八号		
		百八号	湯沢市秋ノ宮字磯八一番一から字磯六六番一地先まで	
			敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			八・〇〇〇～三・六〇	〇・二二〇
			一七・〇〇〇～五二・六〇	〇・二二〇

- 二 供用開始の期日 平成十八年六月二十五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年六月二十三日から同年七月六日まで

秋田県告示第五百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年六月二十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

公告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(情報企画課)..... 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)二件..... 2
- 市町村営土地改良事業の施行の同意(北秋田地域振興局農林部)..... 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)..... 3
- 土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)..... 3
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)..... 3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)..... 3

告示

秋田県告示第五百三十四号
 次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和二十九年法律第五百五十八号)第百八条第二項に規定する特定第一号漁業者の

同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十八年六月二十三日

秋田県知事 寺田典城

船川・脇本・船越・天王加入区 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港橋及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの
 仁賀保加入区 えび・つぶかご漁業
 象潟加入区 えび・つぶかご漁業

秋田県告示第五百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年六月二十三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	百三三号	大館市葛原字下屋布一番二から前田六番一まで

二 供用開始の期日 平成十八年六月二十三日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年六月二十三日から同年七月六日まで

秋田県告示第五百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年六月二十三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	百四号	大館市葛原字下屋布一番三から前田六番一まで

二 供用開始の期日 平成十八年六月二十三日

- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年六月二十三日から同年七月六日まで

秋田県告示第五百三十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年六月二十三日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二百八十五号	大館市葛原字前田六番一から下 屋布一番三まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年六月二十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年六月二十三日から同年七月六日まで

秋田県告示第五百三十九号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十八年六月二十三日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	四ツ屋神岡線	大仙市松倉字松倉二七四番三から 四ツ屋字小又三三番五まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年六月二十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年六月二十三日から同年七月六日まで

秋田県告示第五百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十八年三月十六日付け指令北建 三三五八で許可

した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十八年六月二十三日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 秋田県大館市字桂城三十四番地
 有限会社ホテヤ不動産 取締役 布袋屋 福太郎
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 大館市根下戸町百三十番

秋田県告示第五百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十八年六月二十三日

- 一 施行者の名称
 由利本荘市 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 本荘都市計画道路事業三・四・十六号大町銀座通線
- 三 事業施行期間
 平成十八年六月二十三日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 秋田県由利本荘市美倉町地内
- (一) 収用の部分
 なし
- (二) 使用の部分
 なし

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成十八年六月二十三日

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 汎用機アウトソーシング業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 秋田県学術国際部情報企画課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
 秋田県知事 寺 田 典 城

平成十八年六月十二日
 随意契約の相手方の名称及び住所
 株式会社 日立信報システムズ秋田支店
 支店長 東海林 文 夫

- 四 秋田市山王三丁目一番十七号
- 五 随意契約に係る契約金額
 一億八百三十万七千八百八十円
- 六 随意契約の理由
 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号の規定に該当するため。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十三日

- 一 申請のあった年月日
 平成十八年六月九日 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人青垣
- 三 代表者の氏名
 阿仁屋 専之助
- 四 主たる事務所の所在地
 鹿角市花輪字柳田四十一番地
- 五 定款に記載された目的
 この法人は、精神障害を持つ人たちにに対し、自立支援や就労支援、活動支援などを行い、障害者が地域社会においてより快適に自立した生活を営むために、地域住民との交流活動を通じ障害者の家族を支えながら、住みよい環境づくりと、保健、医療、福祉に関する事業活動を行い、広く精神障害者の社会復帰の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十三日

- 一 申請のあった年月日
 秋田県知事 寺 田 典 城

平成十八年五月二十九日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人ワークしのめ
 三 代表者の氏名
 戸松 幹 男
 四 主たる事務所の所在地
 秋田県能代市真壁地字トメキ沢三百八十九番地一
 五 定款に記載された目的
 この法人は、地域に在住する心身障害者に対して自立支援、就労支援等の機能を充実・強化するため障害者自立支援法に基づきサービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づくりに関する活動や交流する機会をとおして、社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の市から協議があった土地改良事業の施行について、次のとおり同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 大館市
 (一) 同意年月日 平成十八年六月十六日
 (二) 事業名 土地改良事業（山瀬地区中山間地域総合整備事業）
 二 北秋田市
 (一) 同意年月日 平成十八年六月十六日
 (二) 事業名 土地改良事業（合川地区村づくり交付金）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田市豊岩小山土地改良区から次のとおり役員
 の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十三日

一 退任理事の住所及び氏名
 秋田市豊岩小山字前田表百六十九番地 佐 賀 政 芳
 " " " " 字狐森百五十四番地 鈴 木 幸 雄
 " " " " 五十六番地 佐 賀 英 志
 " " " " 八十二番地 鈴 木 邦 男
 " " " " 字中山二百五十一番地一 志 賀 幸 夫
 " " " " 字狐森五十五番地 斎 藤 正 信

秋田市下浜榎田字上野百四十番地 今 野 定 雄
 " " " " 六十八番地 深 井 繁 善
 二 就任理事の住所及び氏名
 秋田市豊岩小山字前田表百六十九番地 佐 賀 政 芳
 " " " " 字狐森八十二番地 鈴 木 邦 男
 " " " " 五十五番地 斎 藤 正 信
 " " " " 字中山二百五十一番地一 志 賀 幸 夫
 " " " " 字狐森五十六番地 佐 賀 英 志
 " " " " 字神田百四番地 鈴 木 喜 昭
 " " " " 下浜榎田字上野六十八番地 高 橋 繁 善
 " " " " 八十四番地 深 井 繁 善
 三 退任監事の住所及び氏名
 秋田市豊岩小山字神田百四番地 鈴 木 喜 昭
 " " " " 九十八番地 斎 藤 正 明
 " " " " 下浜榎田字上野七十番地 吉 岡 幸 美
 四 就任監事の住所及び氏名
 秋田市豊岩小山字神田九十八番地 齊 藤 正 明
 " " " " 百二番地 池 田 良 道
 " " " " 下浜榎田字上野七十番地 吉 岡 幸 美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡面湯高岳土地改良区から次のとおり役員
 の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
 南秋田郡五城目町浦横町字館ノ下三百二十七番地 加 藤 勉

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田市豊岩小山土地改良区から申請があった定款
 変更について、平成十八年六月十四日認可したので、同条第三項
 の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利本荘市矢島町土地改良区から次のとおり役員
 の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年六月二十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城
 一 退任監事の住所及び氏名
 由利本荘市矢島町川辺字小坂三十八番地 佐 藤 隆 夫
 二 就任監事の住所及び氏名
 由利本荘市矢島町川辺字下次郷百十八番地一 佐 々 木 知 榮

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)876600
FAX(062)876605
E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄